

第15回総会 議事録

開催日時 令和3年9月30日(木曜日) 午後1時33分

開催場所 小松島市役所 4階大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

12番 増井 道宏

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦
6区 橋本 春男	7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美
9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(出席者)

局長 前田 秀和 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議案

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第3号 農地移動適正化斡旋について
- 議案第4号 非農地証明願について

議案外

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る許可前における分筆後の地番変更申請について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

開会開始時間 午後1時33分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第15回総会を開催いたします。
議事に入る前に、議事録署名者に、5番 金西委員、17番 森委員をご指名いたします。
よろしく願いいたします。
なお、12番 増井委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は2件、3筆です。

議長

事務局は、整理番号1番、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番、整理番号2番について説明いたします。
転用目的は、店舗（食堂）でございます。

譲受人は、父が経営する有限会社にて、魚貝類の養殖及び販売を行っており、調理師免許も持っていることから、養殖している魚貝類を調理・提供する食堂と惣菜などの販売を計画しました。
申請地は、国道55号沿いであり、交通の便もよく、小松島市内だけでなく、周辺の市町村からも来客が見込めることから選定に至り、このたび、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に農振除外済みです。
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇信用金庫〇〇支店の残高証明書及び融資証明願が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、〇〇協議会の、雨水、汚水、雑排水を、協議会が管理する水路に排水することに同意する旨の同意書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、整地のみ行い、周囲はコンクリート壁に囲まれていることから、造成等はなく、雑排水、汚水は浄化槽を介して隣接する水路に放流します。

なお、付近の農地等への被害はないと思われませんが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決するとのこと。

申請地は、過去に食品販売店舗等として使用されていた経緯があり、その後、登記を畑に戻し、改めて農地法の申請が必要となったことから、転用については、特に問題はないと思われ。

以上のことから、整理番号1番、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。以上です。

議長

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田委員

田野町の豊田です。

現地確認してきましたが、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり可決相当と認めます。

引き続き、事務局は整理番号3番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号3番について説明いたします。

転用目的は、進入路でございます。

譲受人は、太陽光発電等、自然エネルギー発電事業等を営んでおりますが、昨年、既に5条転用許可済みの太陽光発電施設までの進入路として赤線と水路を利用しても、幅員が1.5メートルしかないことから、このたび申請地の第5条許可申請をすることにしました。

申請地については、昨年、令和2年9月29日に徳島県指令農林第3271号にて太陽光発電施設の工事用の進入路として、一時転用の許可が出ておりましたが、工事完了証明願が提出され、一時転用の完了が確認されております。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、本年5月20日に農振除外済みです。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇信用金庫〇〇店の残高証明書が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、〇〇土地改良区からの意見書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、整地し、通路として使用し、草刈り等を定期的に行い、隣接農地への影響を与えないようにします。

給排水設備はなく、雨水については地下浸透とのことです。

また、万が一、苦情等が発生した場合には転用者側で責任を持って処理するとのことです。

以上のことから、整理番号3番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本委員

田浦町の栗本です。今回の案件は、特に、太陽光発電施設を設置して、それに入るまでの進入路で何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号 「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、10件、31筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

なお、所有権移転（総括表）につきましては、6ページに記載されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第2号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。
引き続き、議案第3号「農地移動適正化幹旋について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の7ページをお開きください。

議案第3号 「農地移動適正化幹旋について」

申請総数は、1件、1筆です。

議長

事務局は、整理番号1番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号1番について説明いたします。
幹旋に係る申出書一式並びに現地確認を行いました。すべて完備しておりました。
なお、所在地図については、8ページに記載してあります。
別紙①所在位置図について、ご確認ください。

少し補足させていただきますと、令和2年4月1日施行の国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正がなされたことを受けて、小松島市においても農地移動適正化あっせん基準及び基準細則の一部改正を行いました。

簡単に説明いたしますと、改正前は「農業委員の中からあっせん委員2名を指名し」となっていたのが、この改正に伴い、「農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員1名以上を指名し」と改正させていただきました。

よって本市幹旋基準により幹旋を行いたいと思いますので、幹旋委員2名のご指名をお願いします。

議長

それでは、幹旋委員を私の方からご指名いたします。

整理番号1番については、小松委員と徳山委員が、地元及び近隣の地区担当委員となりますので、幹旋委員にご指名いたします。

ご異議ございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第3号については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、議案第4号「非農地証明願について」、

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「非農地証明願について」

申請総数は、1件、1筆です。

議長

事務局は、整理番号1番について、申請内容を説明してください。

事務局（局長）

それでは、整理番号1番について説明させていただきます。

平成8年4月13日付けの国土地理院の地図、及び現地確認の結果、建物敷地・進入路として隣接宅地と一体利用し、使用されていることを確認いたしております。

整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当及び周辺地区担当である青木会長、船越農業委員、川瀬農業委員、吉積推進委員には事前にご確認をいただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

それでは、担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

坂野の船越です。この案件については、別に何ら問題はないと、現地確認をいたしまして思いましたので、審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第4号を終了いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る許可前における分筆後の地番変更申請について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の10ページをお開きください。

報告第1号 『農地法第4条第1項第8号の規定による届出について』

届出件数2件、2筆です。

整理番号1番は、田で、613㎡の、駐車場用地としての届出となります。

整理番号2番は、田で、2,457㎡のうち24㎡の、駐車場としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

事務局（次長）

議案書の11ページをお開きください。

報告第2号 『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数4件、6筆です。

整理番号1番は、田1筆の面積732㎡で、住宅用地としての売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

次に、整理番号2番、3番は、田2筆の、面積それぞれ757㎡、58㎡で、露天駐車場としての賃貸借での5条届出となります。

また、整理番号4番、5番は、田2筆の、面積は771㎡、68㎡で、露天駐車場としての賃貸借での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

続いて整理番号6番については、畑1筆の、402㎡で、駐車場用地としての交換での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の12ページをご覧ください。

報告第3号 『農地法第5条の規定による許可申請に係る許可前における分筆後の地番変更申請について』

申出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は田1筆の面積131㎡で、先月の総会において、議案第3号の整理番号3番として審議され、可決相当として認められた案件です。

先月お伝えしておりました通り、このたび分筆登記が完了し、地番変更がされましたので、令和3年9月10日付、第150号で申請書の再提出を受け付け、県知事の許可前でございましたので、申請地番の変更案件として県に送付いたしましたのでご報告いたします。

事務局（次長）

議案書の13ページをご覧ください。

報告第4号 『農地法第18条第6項の規定による通知について』

申出件数は、4件、4筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

事務局（次長）

議案書の14ページをお開きください。

報告第5号 『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

届出件数3件、6筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、15ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外5件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第15回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いいたします。

総会終了 午後 1 時 5 2 分

議事録署名委員

5番 金西 章

17番 森 博之